

納入書を訂正する場合について

●特別徴収税額変更通知書が届き納入税額が変更になった場合

「納入金額(1)」の数字を二重線で消し、特別徴収税額変更通知書(特別徴収義務者用)を確認いただき、訂正後の納入金額を「納入金額(2)」の「給与分」の欄に記入してください。「合計額」の欄に同額を記入してください。

●退職所得に係る住民税を併せて納入する場合

「納入金額(1)」の数字を二重線で消し、「納入金額(2)」の「給与分」と「退職所得分」の欄にそれぞれ記入し、その合計を「合計額」の欄に記入してください。なお、納入書裏面の納入申告書にも必要事項を必ず記入してください。

●納入書記入の注意点

納入書は機械により処理しますので、次の点に注意願います。

- ◎折ったり、曲げたり、汚したりしないでください。
- ◎黒のボールペンで記入してください。
- ◎数字は記入例に従って記入してください。
- ◎金額欄の頭に¥マークは絶対に記入しないでください。

〈数字の記入例〉 ※数字は枠からはみ出さないようにお願いします。

良い例	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
悪い例	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9

上を離さない カギをつけない まるめない 上をふさがない 横線を離さない 横線を出さない 上につきでたり、するどくしない 離さない

納入書訂正の記入例

※納入書はすべて印字済になっておりますので納入額に変更がない場合はそのまま使用してください。

1. で抹消してください。
2. 給与分の変更後の金額を必ず記入してください。
3. ¥マークは記入しないでください。
4. 退職所得に係る税額を納入する場合に記入してください。
5. 延滞金がある場合に記入してください。
(合計額が記入されているときがありますので注意してください。)
6. 上記2. 4. 5. の合計額を必ず記入してください。